

伊丹市からのお知らせ

介護サービス利用の皆様へのお願い

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支える制度です。

近年、介護現場において、職員に対するご利用者やご家族からの様々なハラスメントが大きな問題になっています。

ご利用者やご家族と事業者の信頼関係があつてこそ、より良いサービスの提供が可能となります。介護職員が安心して働くことができる環境づくりにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以下のような行為がある場合は、ハラスメントに該当し、サービスの提供ができなくなる場合があります。（裏面参照）

1. 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避し危害を免れたケースを含む）

【例】

- ける、たたく
- つばを吐く
- 手をひっかく、つねる
- 職員に物を投げる

2. 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

【例】

- 大声を発する
- 職員に批判的な言動をする
- 理不尽なサービスを要求する

3. セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

- 必要もなく身体を触る
- 抱きしめる
- ひわいな言動を繰り返す
- ヌード写真を見せる

ハラスメントが発生した場合の事業者の対応（例）

職員がハラスメントを実感・発見



事業者が事実を調査・確認



利用者への対応

- 注意勧告
 - 担当職員の変更
 - サービス提供の一時中止
 - 利用契約の解除
- 等

ハラスメントは、介護人材不足やサービスの質の低下につながります。ご理解とご協力についてお願いいたします。



伊丹市マスコット
たみまる

※このチラシは、兵庫県により作成された「訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル」（平成30年3月発行）と、厚生労働省の補助金を活用して、三菱総合研究所により作成された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（平成31年3月発行）を参考にし、伊丹市介護保険課と伊丹市介護保険事業者協会が協力して作成しています。

発行課：伊丹市介護保険課
協 力：伊丹市介護保険事業者協会

令和2年2月発行